



個人番号カードの交付

2016年1月より、個人番号カードの申請が市町村でできます。個人番号カードは、顔写真付きのICカードで、身分証明書になるほか、健康保険証などの機能追加も検討されています。

個人番号カードには有効期限があり、成人10年、未成年5年です。

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

様式

表紙(裏)

○ 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

表紙(表)

○ 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

ICチップ内のAP構成

市町村等が用意した独自アプリを搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27年10月	H27年10月～12月	H28年1月～
マイナンバーの付番	マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。	各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。 ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 交付手数料について無料。 ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。 ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

【内閣府HPより】

個人番号カードの提示で、行政手続きなどがスムーズになるというメリットはありますが、将来的に、自動車の取得や金融機関の口座開設などにマイナンバーを活用する予定もあるで、個人情報の間接的な漏洩もありうるのでは、という不安はぬぐえません。

カードを取得された人は、紛失しないように気をつけましょう！！

LPA活動では、暮らしに役立つ学習会や相談会を店舗や支所で開催しています。出前講座も行っています。お気軽に下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局
TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192